

蛍光 X 線装置検出器の修理

仕様書

1. 件名

蛍光 X 線装置検出器の修理

2. 目的及び概要

本件は、日本原子力研究開発機構 燃料サイクル工学研究所 MOX 燃料技術開発部プルトニウム廃棄物処理開発施設において元素分析に使用している蛍光 X 線分析装置について検出器が故障し測定ができない状態であるため、検出器の交換を行い、修理を行うものである。

3. 対象装置及び数量

(1) 対象装置

AMETEK

ポータブル型蛍光 X 線分析装置

SPECTROSCOUT

(2) 数量

1台

4. 作業範囲及び項目

(1) 蛍光 X 線分析装置の検出器交換

(2) 蛍光 X 線分析装置の調整

(3) 蛍光 X 線分析装置の動作確認

(4) 蛍光 X 線分析装置の運搬作業

5. 作業場所

本作業は、受注者が装置一式を受け取り、受注者の施設等において実施する。

6. 納期

令和 8 年 2 月 20 日

7. 納入場所

茨城県那珂郡東海村村松 4-33

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所 MOX 燃料技術開発部 環境管理課

プルトニウム廃棄物処理開発施設

8. 支給物品及び貸与品

(1) 支給物品

無し

(2) 貸与品

AMETEK

ポータブル型蛍光 X 線分析装置

SPECTROSCOUT

9. 提出書類

作業報告書 1 部

10. 検収条件

納入後、以下の確認をもって検収とする。

(1) 作業報告書の確認

(2) 外観確認

性能上有害な傷、変形等がないこと。

(3) 動作確認

正常に動作・測定ができること。

11. 梱包・運搬

本件に係る運搬はすべて受注者の責任で行うこと。なお、製品の運搬に使用した梱包材は受注者の責任で処分すること。また、納入までの管理方法に起因する欠陥及び破損が生じた場合、受注者は無償にて速やかに交換すること。

12. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）の採用が可能な場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

13. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議の上、その決定に従うものとする。

14. 特記事項

- (1) 受注者は原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的にもとめられていることを認識し、原子力機構の規程等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (2) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果

その他のすべての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合はこの限りではない。

- (3) 受注者は異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について機構の確認を受けること。

15.検査員及び監督員

検査員

- (1) 一般検査 管財担当課長

監督員

- (2) MOX 燃料技術開発部 環境管理課

以 上